

平成 26 年 1 月 24 日  
雇用ワーキング・グループ

## 雇用ワーキング・グループの今後の進め方（案）

「雇用ワーキング・グループの検討項目」（平成 25 年 9 月 12 日規制改革会議資料）の各項目について以下の通りとする。

- ☆ 厚生労働省等における検討状況についてヒアリングを行うなど適宜フォローアップ
  - ★ 1～3 月を目途に有識者、関係団体、関係府省等のヒアリングや具体的な課題・論点整理を予定
1. 労働時間法制等の見直し（☆）
    - ・ 規制改革会議で「労働時間規制の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 5 日）をとりまとめ・公表
    - ・ 労働政策審議会において審議中（平成 26 年 1 月 15 日の労働条件分科会で当会議「意見」紹介）
  2. ジョブ型正社員の雇用ルールの整備（☆）
    - ・ 規制改革会議で「ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見」（平成 25 年 12 月 5 日）をとりまとめ・公表
    - ・ 厚生労働省の有識者懇談会において審議中
  3. 労働者派遣制度の見直し（☆）
    - ・ 規制改革会議で「労働者派遣制度に関する意見」（平成 25 年 10 月 4 日）をとりまとめ・公表
    - ・ 労働政策審議会において建議に向け審議中
  4. 有料職業紹介事業等の規制改革（☆、★）
    - ・ 転職等を通じて労働者の活躍の場を広げ、円滑な労働移動を支える観点から、有料職業紹介事業やその他労働者移動支援等に関する必要な見直しを行うべきではないか。
  5. 労使双方が納得する雇用終了の在り方（★）
    - ・ 労使双方が納得する在り方の観点から、判決で解雇無効とされた場合における労働者の救済の多様化に向けた環境の整備を行うべきではないか。
  6. 研究者等の有期労働契約に係る環境整備（☆）
    - ・ いわゆる「研究開発力強化法」改正（平成 25 年法律第 99 号）により、研究者について、無期労働契約に転換する期間を 5 年から 10 年に延長
    - ・ 「国家戦略特別区域法」（平成 25 年法律第 107 号）により、重要かつ時限的な事業に従事する労働者であって、「高度の専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象とした見直しについて、労働政策審議会で審議し、平成 26 年通常国会に所要の法案を提出予定

以上